

第22号議案

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

品川区社会福祉基金条例（昭和52年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

高年齢者用善意社会福祉基金	1,440,000,000円 から第5条の規定により処分 した額を減じた額	を
高田右多子障害者用社会福祉基金	81,004,473円から第 5条の規定により処分した額 を減じた額	
」		
高田右多子障害者用社会福祉基金	81,004,473円から第 5条の規定により処分した額 を減じた額	に
」		

改める。

付 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。

（説明）社会福祉基金のうち高年齢者用善意社会福祉基金を廃止する必要がある。